

労働保険加入証明の申請方法について

「労働保険加入証明願」へ下記注意事項に留意の上記入し、神奈川労働局総務部労働保険徴収課又は所轄の労働基準監督署（ただし、雇用保険のみの事業及び労働保険事務組合へ事務委託する継続事業を除く）へ提出してください。

※注意事項

- 1 労働保険番号は、保険関係成立届（控）、労働保険料申告書（控）等を確認の上、正確に記入してください。
- 2 継続事業の場合、所在地、名称は証明を受けたい事業のものを記入してください。
- 3 単独有期事業の場合は、工事の名称、現場所在地、予定期間等を記入してください。
なお、一括有期事業については、特定の工事を証明するものではありませんのでご注意ください。
- 4 証明を求める理由等欄については、理由・証明書提出先を具体的に記入してください。（記入例を参考にしてください）。
- 5 証明願は2部作成し、来庁又は郵送により提出してください（FAX不可）。
なお、郵送の場合には、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 6 神奈川労働局へ証明願を提出する場合は、管下労働基準監督署で成立する全ての労働保険番号について証明をすることができますが、労働基準監督署へ提出する場合には、所轄の労働基準監督署（証明を受ける労働保険番号を付与した労働基準監督署）へ提出してください。
なお、雇用保険のみの事業及び労働保険事務組合に事務委託する継続事業（労働保険番号の所掌が「3」のもの）につきましては、労働基準監督署では証明することができませんので、神奈川労働局へ提出してください。
また、継続事業一括の認可を受けている場合における被一括事業場の証明については、指定事業場の所轄労働基準監督署へ提出してください。
- 7 他の都道府県に係る労働保険番号（他県の労働保険事務組合へ事務委託している場合を含む）につきましては、当局では証明することができませんので、その場合の申請方法等については、各都道府県労働局へ直接お問い合わせください。
- 8 加入証明は申請順に交付しておりますが、受付件数が多い場合や加入状況を確認するオンラインシステムの稼働状況等によっては交付までに時間を要する場合があります（来庁により申請されましても、即日交付することができない場合があります）。
また、証明願の記載事項に不備がある際には、証明願を返戻させていただく場合もありますので、申請に当たっては日数・時間に余裕をもって手続きしてください。

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

〒231-0015

横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル9階

TEL 045(650)2803